

2 青少年の健全育成

(1) 子ども会

〔子ども会の育成〕

現在165の単位子ども会が、育成会の援助のもとに地域性を生かして多様な活動を展開している。

『松戸市子ども会育成会連絡協議会』の主な事業（平成14年度）

こども祭り、リーダーキャンプ研修会、リーダーキャンプ大会、少年少女のつどい、育成者講習会
サッカー大会など

〔こども新聞の発行〕

小学3年生から中学3年生までを対象に年2回発行

〔こどもモニター〕

1年の任期で小学校6年生12名、中学校2年生23名を委嘱。

子どもから見た市政に対する要望・意見の具申及びこども新聞の編集・取材など。

〔こどもの遊び場設置管理〕

児童の健全育成を図るため、こどもの遊び場78か所の整備及び維持管理を行っています。

地区	本庁	矢切	明	東部	馬橋	常盤平	小金	合計
所有								
民有地	2	1	13	3	7	10	7	43
神社仏閣	1	1	1	2	4	2	2	13
市(県など)	2	2	6	2	3	5	2	22
計	5	4	20	7	14	17	11	78

(2) 青少年相談員

青少年健全育成の地域の担い手として、活動を行っています。

・青少年相談員の定数 225名

・青少年相談員の任期 3年

松戸市青少年相談員連絡協議会を組織し、運営機関としての地区12支部と、スポーツ活動、野外活動、文化活動、広報活動を推進する専門部を構成しています。

(3) 少年センター <根本356番地(京葉ガスF松戸ビル5階こども課内)>

少年の非行防止と健全育成を図るため関係機関、団体及び民間有志の参加を得て、より効果的に実践する合同補導活動の拠点として設置された。

機 構

